

占領期における日本の看護改革

—保健婦助産婦看護婦法改正をめぐる—

田中 幸子

はじめに

保健婦助産婦看護婦法（以下、保助看法）の制定（1948年7月30日）は占領期の看護改革の1つとも言われている。同法の制定と改正過程については、「初期の看護行政 看護の灯たかくかかげて」¹⁾などに記述されている。しかし、誰が、どのような理由、政策理念をもって法の改正に関わったのか、十分には明らかにされていない。本研究は占領期における保助看法の改正過程を明らかにし、看護改革の意義を考察することを目的とする。

研究方法

GHQ/SCAP RECORDS, 全医療新聞, 日本医師会雑誌などを使用した。一般的には公開されていない全医療新聞については、研究趣旨を説明し了解を得た上で使用した。

結果及び考察

保助看法では、1) 看護婦は甲種看護婦と乙種看護婦、2) 保健婦・助産婦・甲種看護婦は国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けること、甲種看護婦の教育年限は高卒後3年、3) 看護婦規則で資格を得た看護婦（以下、旧規則看護婦）は従来通り業務をすることができることされた。

同法に対して1950年10月ころから法改正の要求が高まってきた。全日本国立医療労働組合（以下、全医労）に所属する旧規則看護婦は国家試験反対、教育機会を与えてほしいとの考えから国会議員に対する陳情・請願闘争を開始した²⁾。

1951年1月、法改正案「政府原案」が出されたが廃案となり、一方法改正研究会では同年2月、藤原（山崎）道子氏が中心になって「山崎試案」³⁾を作成した。これとは別に同年3月、衆議院厚生委員会でも厚生委員会草案⁴⁾が作成され、内容は

1) 看護婦と准看護婦とする、2) 看護婦・准看護婦の教育機関はそれぞれ2年、3) 旧規則看護婦は厚生大臣の講習を受けた後、免許を取得することができるとした。藤原氏は、「厚生委員会草案」に妥協し⁵⁾、国会では厚生委員会草案に1つに絞って推し進めることとなった。「准看護婦」が提案された背景には、日本医師会長の厚生大臣に関する要望書⁶⁾、日本医師会理事会での提案⁷⁾があり、そして厚生委員会には医師国会議員連盟⁸⁾のメンバーがいたことから、看護婦不足を懸念し、准看護婦制度を対策の一助とする日本医師会の意見が反映したものと推測される。

厚生委員会草案に対して公衆衛生福祉局長サマス(C.F. Sams)は、1) 看護婦の国家試験を残すこと、2) 教育期間を3年とすることを要請した⁹⁾。1951年4月14日、サマスの意見を盛り込んで法律147号が成立した。

ところが、厚生省看護課の「看護の質を向上させる（＝講習ではなく国家試験受験）」という理念と国会議員の「旧規則看護婦擁護・需給を満たす」という理念の対立が先鋭化し、国会では厚生省に対する批判が繰り広げられた。国会での審議は、旧規則看護婦の擁護、看護制度基準の緩和に重点が置かれ、看護の質が問われることはなかった。これまでの再教育を加味する、通信教育を取り入れるなど、講習制度には形骸化の兆しが見えてきた。また全医療新聞では当初、旧規則看護婦らの主張は「教育の機会を与えてほしい」というものであったが、無条件切り替えが「私たちの主張」であり、法改正を「成果」とする論調の変化が認められた。

1951年10月31日改正法案が国会で可決し、旧規則看護婦は無条件で看護婦資格取得が可能となった。

しかし、当時の女子進学率はわずか36.7%（昭和25年）であり、看護教育が高卒後3年間の教育、かつ国家試験合格としたことは非現実的といえるほどレベルが高い制度であったと言える。保助看護法は占領という特殊な政治環境があったからこそ成立が可能であった。さらにそこにはGHQ看護課と厚生省看護課の看護の質を向上させるという政策の一致があったのであり、国会で批判をされても決してぶれることのなかった厚生省看護課の政策理念があったことが制度化につながったものと考ええる。

注

- 1) 金子光：初期の看護行政 看護の灯たかくかかげて、日本看護協会出版会，1992年
- 2) 全医療新聞，1950年4月15日
- 3) 全医療新聞，1951年2月24日
- 4) GHQ/SCAP RECORDS “Welfare Ministry Suggestions to the Welfare Committee” March 16 1951. 国会図書館
- 5) 第10回国会厚生委員会議事録，1951年3月19日
- 6) 日本医師会編：看護婦確保に関する要望，日本医師会雑誌，24(8)，1950年8月，16.
- 7) 日本医師会編：医師会会報 “看護婦問題について”，日本医師会雑誌，24(7)，1950年7月，651.
- 8) 日本医師会編：日本医師会雑誌，24(9) 1950年9月，836.
- 9) 全医療新聞，1951年4月7日

(平成23年12月例会)

『口歯類要』における口歯の意味的考察

西巻 明彦

近代歯科医学は、幕末から明治初めに日本に上陸したと言われている。医学、薬学、獣医学と異なる点は、昭和になるまで官立の歯科医学校が出来なかったこと、官立よりも民間主導のかたちで進んだことである。それに反し江戸時代は幕府、禁裏、藩に口科医（口中医、御歯医師）の制度があったが、明治時代に入ると逆にこれらの官立の制度は大きく後退してしまう。今回、江戸時代の口科とはどのような意味をもっていたのか、その一端を考察した。

口歯科の名称が最初に登場するのが大宝律令耳目口歯科であり、これが平安時代口歯科として独立したと言われている。通説では丹波親康、兼康という口科医の名医がいたと言われているが、必ずしも確実な証拠は現在のところ伝存していない。その中で明代の薛己の著である『口歯類要』が日本においては、承応3年に和刻本として版刻された。版刻されたのは江戸時代を通じてこれ一回限りであるが、江戸時代の口科に大きな影響を与えたと考える。内容は口唇、舌、歯、歯周組織の他に咽喉が主体であるが、附録的には耳、眼、

腋下の休息までの記述がある。この点は、ほぼ上焦の部分に相当しており、今日の口歯の意味とはやや異なっている。また『口歯類要』は内科が中心である。同じ薛己の『外科發揮』には口歯の章がなく、巻六咽喉に口歯の疾患が存在している。日本において内藤希哲は『傷寒雜病類編』の中で、『傷寒論』の「咽喉乾燥するは発汗すべからず。」という解釈について「咽喉乾燥する者、内に津液無きなり。「口舌」と言わざるは、文を省くのみ。」と記している。喜多村直寛は同じ条文解釈において『傷寒論疏義』で、「既に咽喉と言え即ち口舌は其の中なり」と述べている。このことは、口歯、咽喉ともほぼ同義語であることを物語っている。さらに寛政六年に行なわれた医学館の医学考試の中で、口科の「口問主意書」についての問題は、1) 喉痺乳蛾之事、2) 重舌痰包差別之事、3) 走馬牙疳治法之事、4) 齒齲宣露之事、5) 世に云舌疔の事が挙げられている。これらの問題は『口歯類要』の範囲と合致する。

以上のことから口歯の意味は、今日とは異なり、この領域の包括的意味で使用されており、口